

平成28年 第9回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年9月8日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年9月8日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 競売農地の買受適格証明願申請について
議案第29号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第30号 非農地判断について

協議事項・報告事項
(1)形質変更届の取下について
(2)平成27年農振除外の結果について
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に14番委員原澤幸雄・15番委員原澤章を指名し議事に入る。
議事に入ります。
議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

今回、テレビに資料を映させていただいております。もし見づらいようであれば、若干ペーパーでもご用意させていただいておりますので、申しつけていただければ、配付をしたいと思います。よろしく願いいたします。

1ページをお開きください。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件2件。

2ページをごらんください。

◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんの土地を、同じく〇の〇〇さんが借りたいという案件です。地元委員さんの説明をお願いいたします。

1番委員

1番、榊淵武重です。

事務局のご説明と重なる部分があるかと思いますが、どこから話したらいいかな。今年の3月ごろにちょっと重機が入ったり、それから、先程言われたチップというようなものが運び込まれてきたんですね。地主の方は〇〇さんということで、私も面識がある人ですから、すぐに地主さんのほうに出かけに行きまして、どういうことですかというお話を伺いましたら、もう90を越えていて、ちょっと介護が必要なんですね。私、つくれないから貸したんだというお話をしていただきまして、これ、第1種農地で、土地改良してある土地でございますから、原則的には転用、それから内容的にその重機の中に看板がありまして、〇〇さんということがあって、それは〇に飛んでいるあのグライダーですか。その会社なんですね。ですから、基本的には転用をかけていただかなければならんわけですが、〇〇さん、何しろ高齢になったもんですから、私もそここのところは言わずに聞きました。

どういう内容か、貸せるという、貸して誰かにつくってもらいたいんだという話でございましたので、それを持ち帰りまして、すぐ〇〇さんに、社長さんは〇〇さんという方で、〇にお住まいのようですから、こちらに出向いたときは、ぜひともお話を伺いたいと、コンタクトをとってくれと、そういうふう申し込んでおきました。

〇〇さんとお会いしたわけですが、そのときに、まず事前着工であること、それから第1種農地であって、これは〇〇さんだと転用が必要で、原則的には私たちとしては転用は認められないという旨伝えました。それから、チップが入っているようだけれども、その出处進退、先程言われた事務局と重なりますけれども、それをまずお願いしました。それから、成分ですね。それから、どこから出ているか、どういうものかということと、それから堆肥としての経緯ですね。こういうのが堆肥に回るのかどうか、その辺を私のほうで〇〇の〇〇さんに求めました。

ですが、これは〇〇さんだと、先ほども、くどくなってしまうんですが、転用が必要だと思っております。それで、その中で、〇〇さんとお話する中で、牧草をまいて、そこに〇〇さんは〇という非常に上級の方があれして、風向き

によっては帰れなくなっちゃう方がおられるんだそうです。どうしても緊急的
におりる場所が必要だということなんですね。どうしてもそこが欲しいという
ことです。

ただ、普通はそここのところに採草地をつくっていただいて、それは〇〇さん
という方に管理していただきますというお話を伺ったものですから、話し合い
の中で。ああ、それだったら〇〇さんが借りて、〇〇さんは表に出ないでくれ
と、そういうお話をして、今さっきのことは〇〇さんがお借りするようになっ
たんです。前後しますが、そういう格好でお願いしました。そうでないと、〇
〇さんには原則的にはもう貸さないよと。私たちは認可できないよという話を
しました。

前後しますが、そういう経緯をたどって、先ほど申し上げたように、事務局
に、そんなこと言ったものですから、実は〇〇さんと〇〇さんと私がいっとき
膠着状態になったわけですね。全然音信不通になってしまいました。その中で、
〇〇さんにお骨折りいただいて、両方の話を聞いて、うまく先ほどのような解
決案を示していただいたわけです。

ですから、春から今まで、ちょっと長引いてしまったんですが、そういうよ
うな案件で、こういう書類が出されてきましたので、櫛渕さん、どうですかと
いうご相談を受けて、私もそれを確実に履行していただけるのならよろしいん
じゃないですかと〇〇さんに申し上げております。

皆さんのご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま櫛渕委員のほうから詳しく説明をいただきました。

皆さんの中で意見、質問等ございましたら、挙手の上発言願います。いかが
ですか。

(「なしの」の声)

特別ないですか。

なければ、許可ということで決定したいと思いますが、いかがですか。よろ
しいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可ということで決定いたします。

続きまして、番号2、〇の土地ですけれども、〇の〇〇さん所有の農地を、
同じく〇の〇〇さんに贈与で譲り渡したいという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

4番委員

4番、高橋良一でございます。

9月6日に意思確認をしてまいりました。それと、権利を取得して、耕作面
積が3反以上であるか、面積確認し、确实、適当と思われれます。

周辺への農地に対しては、全く差し支えないと思います。

その他ですけれども、現在は〇〇さんから頼まれて、〇〇さんが現在、管理、
耕作をしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま高橋委員より説明いただきました。

この案件につき質問、ご意見等がございましたら、挙手の上発言願います。
ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可ということで決定したいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号競売農地の買受適格証明願申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

次の事案、買受適格証明は、農地等の競売において、落札した者が農地法上不適格等で許可を得られないといった事態を防ぐため、競売に参加しようとする前に、農地法上の買受適格証明願を提出させております。今回、委員さんをお願いする調査においても、競売種類、競売になった土地は農地のまま取得、入札する場合と、転用する目的で入札する場合と2種類ございます。そのまま農地で使う場合は、適格証明をつけて、3条の申請用紙も記載していただく。5条の場合は、転用の場合は、適格証明に続いて5条の申請書も一緒に提出していただくという仕組みになっております。委員さんについては、ですから名前は適格証明願となっておりますが、調査していただくのは、3条並みの調査をお願いする形となっております。

では、議事を続けます。

議案第28号競売農地の買受適格証明願について。

次のとおり、農地法の規定により標記申請書の提出があったので、決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、公売実施機関、売却区分番号、公売期日、願出人、願出事由を朗読、説明。)

なお、当該願出人が最高価競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と実情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の附帯決議もつけさせていただきます。

以上、審議お願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありました。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤です。

ただいま事務局からお話がありました競売農地の適格証明書の事案について、9月3日に現地調査を行いました。願出人、〇〇さんから直にお話を聞きまして、耕作意思の確認についてですが、現在、土地は大変荒れている土地でございます。何にもできないような状態でございますが、本人はプラム等果樹をつくりたいというお話でございました。

耕作面積は、〇〇さん自身が水田3反歩、畑6反歩を現在耕作しております。下限面積を上回っておりますので、問題ないと思います。

周辺農地利用についてですが、今お話ししたとおり、周りも大変荒れておりますので、できれば農地になればいいのかなというぐらいの場所でございますので、何の支障もないと思われま。

ほかに特に懸案事案はございません。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま原澤委員より報告いただきました。
この案件につき質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがですか。ありませんか。
（「なし」の声）
なければ、許可と決定したいと思います。よろしいですか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可と決定いたします。
続きまして、議案第29号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。
議案第29号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。
別紙記入事件5件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画の概要でございます。
田は使用貸借が通年で764㎡、畑は使用貸借の通年で1,068㎡、樹園地は賃貸借の通年で527㎡、合計は田764㎡、畑1,068㎡、樹園地527㎡、合わせて2,359㎡です。
貸し手は2戸、借り手は2戸でございます。
設定期間は、田が5年、畑が5年、樹園地が10年でございます。
次のページ、6ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。
以上、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、29号ですけれども、審議に入る前に、〇〇の案件がありますので、〇〇、退席をお願いいたします。
審議のほうは、引き続き職務へ、代理よろしくお願いいたします。
（〇〇委員退席）

職務代理

では、代理として議事を進めたいと思います。
農地利用集積計画について、ただいまの説明に意見のある方いらっしゃいますか。
（「なし」の声）
なければ、承認ということでよろしいですか。
（「異議なし」の声）
ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。
それでは、また、よろしくお願いいたします。
（〇〇委員着席）

議 長 続きます。議案第30号非農地判断について、事務局よりお願いいたします。

事務局 8ページをごらんください。
議案第30号非農地判断について。
〇〇により所有する土地の非農地証明の依頼がありましたので農地法第2条第1項の「農地」でないことの判断を求める。
別紙調書に記載のとおり。
次ページ、農地・非農地の判断対象地リストをごらんください。
◇（議案書、農地・非農地の判断対象地リストを朗読。）
ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

5番委員 5番の廣田です。
9月4日に現地を確認をいたしました。今、事務局から説明があったとおり、都市計画ですか、農地としては余り適さない状況でしたので、非農地としていいと思いました。
以上です。

議 長 ただいま廣田委員から報告いただきました。
この案件につきご意見、質問等ございましたら、挙手の上発言願います。ございませんか。
（「異議なし」の声）
なければ、非農地と、非農地決定と判定したいと思います。
以上で議事は終了いたします。
それでは、5番、協議事項・報告事項、（1）形質変更届の取下について、事務局よりお願いいたします。

事務局 10ページをごらんください。
協議・報告事項1、形質変更届による届出について取り下げの届出がありましたので、報告いたします。
◇（議案書・番号1、申請者、提出する土地の表示、地目、面積、所有者、形質変更の概要、工事の時期、変更理由を朗読。）
以上です。

議 長 ただいま事務局より報告いただきました。
これは報告だけですので、次へ行きます。
（2）番、平成27年農振除外の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 11ページをお開きください。
協議・報告事項2でございます。

こちらは、平成27年9月末に受け付けしました8件、8筆の農振除外です。9月1日付、群馬県の同意をいただき、利用者に通知をさせていただきましたので、報告いたします。

これにより、除外の特例であります〇〇の移動通信局基地鉄塔敷以外は農地法の転用手順に入ることになります。

関連して、本年も農業振興地域の農用地の除外申請手続が9月末となっております。随時承っているんですが、本年も10件ほど申請が出てくると思われます。昨年までだと、9月末に締め切って、その翌10月、委員会が25日でしたから、25日の委員会にあわせて審議会を開催させていただいて、農地部会の方に検討していただいた経緯がございます。結果が今回の報告となっております。おおよそ1年ぐらいかかってしまう形なんですけど、本年度については、委員会が10日に開催になったことから、同日開催の審議会はちょっと難しいかと思われまして。ついでに、10月の最終週の25日の週に、審議会を開催させていただく予定です。

昨年度と違うところは、昨年は農業委員さん、おおよそ倍、今の人数の倍いらしたわけなんですけど、本年度は農地部会、農政部会の区分けがなくなりましたので、皆さんで審議会を開催させていただく予定です。

どんな形でやるかという、午前中から審議をしていただく箇所、現地調査をしていただいて、その申請の内容を勘案し、意見をいただくというような段取りで、おおよそ1日、昨年9時から始まって、お昼をいただいて、午後1時間程度審議を会議室で行ったというような状況と同じになるかと思えます。今年も10月25日の週あたり、日にちが決まり次第、通知を差し上げて、皆さんでご審議をいただく形になりますので、よろしく願いいたします。

以上、27年の除外関係とあわせて、本年の予定についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局より報告いただきました。

以上をもちまして、5番の協議事項・報告事項を終了いたします。

事務局

連絡事項なんですけれども、一応議事、それから協議事項終わりましたので、一回閉会いたしまして、この後に連絡事項に移りたいと思いますので、お願いいたします。

閉会宣言を職務代理からお願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時05分〕